

# 同志社大学経済学部同経会 国際交流支援基金管理運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、同志社大学経済学部同経会（以下「同経会」という）の会則第3条1項に定める活動指針に基づき、その目標を達成するために必要な各種事業の支援を目的とする国際交流支援基金（以下「基金」という）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

## (設立経緯)

第2条 基金は、同志社大学経済学部卒業生が組織する同経会が、その50周年を記念して募集したものである。従って、同経会の活動指針と基金募集の趣意に鑑み、同志社大学経済学部の教育活動に資する事を第一義とする。

## (事業)

第3条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。

1. 同志社大学経済学部が実施する国際交流に対する支援事業
2. 以下の学生が行う国際交流活動に対する支援事業
  - (イ) 同志社大学経済学部に所属する学部生
  - (ロ) 同志社大学大学院経済学研究科に所属する大学院生
3. 同志社大学経済学部および同志社大学大学院経済学研究科に在籍する海外からの留学生に対する支援事業
4. その他必要と認める支援事業

## (基金の構成)

第4条 基金は、第2条に定める寄付金およびその運用による収益をもって充当する。

## (国際交流支援委員会)

第5条 基金に関する次の事項については、同経会国際交流支援委員会が立案し、同経会委員長会議の審査を経て理事会の承認を経なければならない。

1. 基金の予算および決算に関すること
2. 基金の事業計画に関すること
3. 寄付金の追加募集に関すること
4. その他基金の管理運営に関すること

## (基金の運用および経理事務)

第6条 基金の運用は同経会財務委員会が行う。経理事務の取り扱いは、同経会事務局が行う。

(事業期間)

第7条 基金の事業期間は2022年12月31日までとする。2023年1月1日以降の取り扱いに関して必要な事項は別に定める。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

(事業年度ごとの増減)

第9条 事業計画は、この基金を第7条に定める事業期間にわたって有効に活用できるように設定しなければならない。そのため毎年予算規模を一定とし、大きな増減がないように努めなければならない。

(学部との連携)

第10条 基金の計画・運用にあたっては、同志社大学経済学部と綿密な連携をとり、相互の意思を尊重しなければならない。

(助言)

第11条 同経会委員長会議は、同志社大学経済学部の教育活動に資する観点から、基金の管理運営に関して必要な助言を行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関して必要な事項は別に定める。

(付則)

この規程は、2013年6月1日から施行する。